

平成30年度米子市私立幼稚園等就園奨励費補助金 補助限度額表

表1：【当該年度に納付すべき市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯】

階層	※補助対象（市町村民税所得割額は住宅借入金等特別控除適用前の額）	※保護者と生計を共にする子どもについて、年齢に関係なく最年長者から順に第1子、第2子、第3子以降として、この表を適用します。		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
2-1	市町村民税非課税世帯又は市町村民税所得割非課税世帯のうち、ひとり親世帯等	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
2-2	市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯のうち、上記以外の世帯	年額 224,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
3-1	市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯のうち、ひとり親世帯等	年額 224,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
3-2	市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯のうち、上記以外の世帯	年額 144,000円	年額 204,000円	年額 308,000円

表2：【当該年度に納付すべき市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯のうち、小学校1年生の兄・姉がいない世帯】

階層	※補助対象（市町村民税所得割額は住宅借入金等特別控除適用前の額）	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 (第3子以降)
4	市町村民税所得割額が211,200円以下の世帯	年額 45,000円	年額 163,000円	年額 308,000円
5	上記階層以外の世帯	—	年額154,000円又は次の算式により算定した額のいずれか低い額 (当該年度に保護者が支払う保育料等の総額×1/2)－同時在園保育料軽減事業費補助金	年額 308,000円

表3：【当該年度に納付すべき市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯のうち、小学校1年生の兄・姉がいる世帯】

階層	※補助対象（市町村民税所得割額は住宅借入金等特別控除適用前の額）	小学校1年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生に兄・姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
4	市町村民税所得割額が211,200円以下の世帯	年額 163,000円	年額 308,000円
5	上記階層以外の世帯	年額154,000円又は次の算式により算定した額のいずれか低い額 (当該年度に保護者が支払う保育料等の総額×1/2)	年額 308,000円

平成30年度境港市私立幼稚園等就園奨励費補助金

補助金額（限度額）について

市民税の課税額に応じて補助金額が決まります。保護者の方が実際に負担した入園料と保育料の合計額の範囲内で補助金を支給します。なお、対象基準の金額は父母の市民税所得割額の合計額、またはその他に税法上園児を扶養している方（祖父母等）がいる場合は、父母と税法上扶養者の所得割額の合計額となります。（「平成30年補助金額（限度額）」参照）

ただし、市民税住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、および配当控除の適用前の市民税所得割額で判定します。

○平成30年度補助金額（限度額）

補助の対象となる保護者の世帯の区分		補助限度額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
第Ⅰ階層	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000	308,000	308,000
第Ⅱ階層	市町村民税の所得割が非課税となる世帯	ひとり親世帯等	308,000	308,000
		上記以外の世帯	199,200	308,000
第Ⅲ階層	市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	199,200	308,000
		上記以外の世帯	163,200	204,000
第Ⅳ階層	市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200	127,000	308,000
第Ⅴ階層	上記区分以外の世帯	—	96,000	308,000

※**第Ⅰ階層～第Ⅲ階層**の世帯については、保護者と生計を同一にしている者（保護者に監護されている者等）のうち最年長の者から第1子、第2子、第3子とする。

第Ⅳ階層、第Ⅴ階層の世帯については、同一世帯において、2歳～小学1年生までの範囲内にある子どものうち最年長の者から第1子、第2子、第3子とする。

- 備考
- ・途中入園または途中退園のあった場合は、保育料を支払っている期間に応じて、上記補助限度額を減額して適用します
 - ・実際の支払額が限度額を下回る場合は支払額を限度額とします。
 - ・同一世帯内第3子および、第Ⅰ～Ⅲ階層世帯の第2子かつ同時在園児については、保育料が実質無料になります。就園奨励費で保育料全額補助がない場合は、別途『境港市幼稚園保育料無償化等子育て支援事業費補助金』の申請が必要です。